

議事録

(参考)

(仮訳)

議事録

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の条文に関する二千十三年九月十八日の交渉において、日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、同議定書第六条に規定する新たな第四条「アメリカ合衆国政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場（その整備に対して日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子が拠出されたものを含む。）を使用するための日本国政府による要請を、合理的なアクセスを認める意図をもって好意的に考慮する。」に関し、次の共通の見解を記録することを希望した。

1 訓練場を使用する許可の要請が日本国政府から行われた後、アメリカ合衆国政府は、合衆国の運用上及び安全保障上の所要が害される場合又は当該訓練場が整備、改修等の物理的な事由のために使用することができない場合を除くほか、当該要請を認める。

2 新たな第四条は、アメリカ合衆国政府が日本国政府に対して、グアム及び北マリアナ諸島連邦における

訓練場（その整備に対して日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子が拠出されたものを含む。）を使用する許可を与える法的義務を生じさせるものではない。

3 日本国の自衛隊によるこれらの訓練場の使用の条件は、必要に応じ、協定の実施当局が定める。